

令和 8（2026）年度

「学習院大学荒井喜八郎記念給付奨学金」募集要項

本奨学金は、本学ご卒業生である荒井喜八郎氏からご寄付いただいた資金により、学部学生のうち経済的支援が必要で、学業成績および人物ともに優秀な学生を対象に、有意義な学生生活を送るための修学支援を目的とした給付奨学金です。

1. 給付金額

年額 100 万円（在学中 1 回限りの給付）

2. 申請資格

- 学部 2 年次・3 年次に在籍する学生で、原則として最短修業年限で卒業できる見込みの者
ただし、在留資格が「留学」の者は対象としない
- 家計基準を満たしていること（本紙 P5 をご参照ください）
- 成績基準：前年度までの修得単位数が、原則、1 年度あたり平均 30 単位以上で、GPA が 2.5 以上の者
- 人物評価：申請時のレポート及びプレゼンテーション動画により評価
- その他：①学習院大学の企画に 1 年間積極的に協力すること
（広報関係、オープンキャンパス、学内ボランティア等）
②寄付者との交流会に極力参加できること
- 他の奨学金との併用：当年度において、「学習院父母会奨学金」の採用者でないこと
他の学内奨学金・学外奨学金（併用制限があるものを除く）との併用は可能です。

3. 申請方法

- ① G-Port の奨学金申請機能から申請を行う。
※ログイン後、「学生支援」から、メニューの「奨学金申請」をクリックして、申請を進めてください。
※奨学金申請時に G-Port 上で必要項目を入力すると申請条件を満たしているか確認できます（申請書入力期間のみ）。
※一度申請が完了すると修正ができませんのでご注意ください。なお、修正がある場合は、提出時に窓口にてその旨お伝えください。
【申請期間】10 月 1 日(木)～10 月 19 日(月)
※四大学運動競技大会により、10 月 16 日・17 日は窓口提出不可。
- ② G-Port 申請完了後、必要書類を目白キャンパスの学生は学生センター学生課、戸山キャンパスの学生は国際文化交流学部事務室に提出してください。郵送の場合は、下記郵送先へ提出してください。
【提出期限】10 月 19 日(月) 16：30 まで（郵送の場合は必着）

【郵送先】

〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1 学習院大学 学生センター学生課

【アップロード先】

ファイル名は「学習院大学_氏名（学籍番号）」としてください。

○レポート提出用リンク：

https://primedrive.jp/v2/sendback?key=uqqygjuPHrO9_W4yyED0wg

（パスワード：a4kxsnU;nZ.q）

○プレゼンテーション資料及び動画：

<https://primedrive.jp/v2/sendback?key=BDQpCofiEYiCMaVh-zXLlg>

（パスワード：7BsE4cOtZ/m6）

※プレゼンテーション資料は、顔が映っていないものをアップロードしてください。

※再度アップロードを希望する場合は、学生課奨学金窓口にご連絡ください。

4. 必要書類

【窓口へ提出する書類】

①2026 年度学内奨学金申請書（G-Port 申請完了後に出力されます）※両面印刷

※「給与所得額」欄ではなく、「給与収入額」欄の金額を入力してください。

その他収入がある場合は下記のとおり合算してください。

・公的年金、失業給付金…給与所得欄に合算した金額を記入してください。

・不動産、配当所得、雑所得…その他欄に合算した金額を記入してください。

（事業・その他所得がマイナスの場合「0 円」として扱ってください。）

②父母の「課税証明書」または「非課税証明書」

（令和 8 年度のもの（令和 7 年 1 月～12 月分））

③特別控除の証明書類（該当者のみ）※本紙 P7 をご参照ください。

【アップロードリンクから提出する書類】

④プレゼンテーション動画（10 分以内、カメラを ON にして顔が映っている動画）

⑤レポート 2,000 字程度

⑥PowerPoint によるプレゼンテーション資料（顔が映っていない資料）

5. Microsoft PowerPoint を使ったプレゼンテーション動画の作成方法

①PowerPoint で既存のプレゼン資料を開いて「記録」ボタンをクリックする



②カメラを ON して「録画ボタン（赤）」をクリックする



③最後に動画を保存して完了



収録が終わったら、画面上部にある「エクスポート」ボタンをクリックし、ファイル名（学習院大学_氏名（学籍番号））を入力して「ビデオの作成」ボタンをクリックします。プレゼンテーション動画（MP4 形式）が作成されますので、Prime Drive にアップロードをして提出してください。

5. 課題

①レポート

テーマ：「人生で得た教訓や挑戦をベースにした『履歴書』」

上記のテーマについて、独自考案のタイトルを設定し、通常の学歴や職歴に加えて、今までの人生で得た教訓や挑戦してきたことを具体的に述べてください。

- ・ 2,000 字程度／文字サイズは 10.5 ポイント／40 字×36 行／字数には目次・註等を含む（表紙・参考文献は字数に含まない）。

・表紙に、「レポートタイトル・学籍番号・学部学科／学年・氏名・住所・電話番号」を明記してください。

※Microsoft Office Word を使用し、縦 A4 判横書きとすること。

※文献等を参照・引用した場合は、必ず適切に出典を明示すること

※原稿の最後に文字数を記載すること。

※ChatGPT 等の生成系 AI を使用した執筆は認めません。

②プレゼンテーション

テーマ：「未来への設計図」

上記のテーマについて、独自考案のタイトルを設定し、あなた自身の描いている夢（将来像）と、その夢に向かって進めてきた事柄や奨学金を受ける明日からどのように行動していくのか、設計図を示し、発表してください。

※プレゼンテーション資料には、必ず学部・学科・学籍番号・氏名を記載してください。

※発表時間は 10 分以内にしてください

※PowerPoint のフォントサイズは 20pt 以上にしてください

※レポート、プレゼンテーション資料及び動画は提出期限までに、Prime Drive にアップロードをして提出してください。

※ChatGPT 等の生成系 AI を使用して作成することは認めません。

6. 募集期間

10 月 1 日(月)～10 月 19 日(月)

7. 採用予定人数

10 名まで

8. 選考

11 月中旬に、G-Port にて採用結果をお知らせします。

9. 振込日

令和 8 年 12 月末

10. その他

○奨学生は、年度末にレポートを提出してください。

○ご提出いただいた資料（レポート・プレゼン資料等）は、奨学金の審査以外の目的では使用せず、選考が終了次第、責任をもって削除いたします。また、個人情報を含む内容については、外部に提供することなく、本学の個人情報保護方針に基づき、厳重に取り扱いますのでご安心ください。

【問い合わせ先】

学習院大学 学生センター学生課

Tel: 03-5992-1183

メール：gaku-off@gakushuin.ac.jp

受付時間：月～金 8:45～16:45

土 8:45～12:30(日曜日は閉室)

参考

【学力基準】

下記表の進捗どおり、単位を修得している必要があります。

卒業必要 単位数	当年度 標準修得 単位数	累積 標準修得単位数					
		学部1年生	学部2年生	学部3年生	学部4年生	大学院生	法科大学院生
124	31		31	62	93		
126	32		32	63	95		
127	32		32	64	96		
130	33		33	65	98		
131	33		33	66	99		
132	33		33	66	99		
134	34		34	67	101		
136	34		34	68	102		

【家計基準】※G-port 上で申請基準を満たしているか判定できます。

家計支持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年収・所得金額から控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、収入基準額以下であることが必要です。

$$\text{総収入金額} \langle A \rangle - \text{控除額} \langle B \rangle = \text{認定所得金額} \langle C \rangle$$

《A》税込み・家計支持者 2名分

《B》一般控除、就学控除、特別控除があります

※総収入金額《A》とは、家計支持者2名分の前年の税込総収入金額で、課税証明書に記載されている給与収入金額を指します。

収入基準額表

単位：万円

世帯人数	日本学生支援機構 第一種奨学金(貸与)及び 第二種奨学金(貸与)	日本学生支援機構 第一種・第二種(貸与) 併用	学習院大学 学費支援給付 奨学金	学習院大学 新入学生 特別給付奨学金	学習院大学 家計急変 奨学金	学習院大学 荒井喜八郎記念 給付奨学金	学習院大学大学院 スカラーズ・ ファンド
1人	日本学生支援機構発行パンフレット 「貸与奨学金案内」 「貸与奨学金の選考基準」のうち 「家計基準」のページを 参照してください。		94				
2人			148				
3人			171				
4人			186				
5人			201				
6人			212				
7人			220				
8人以上は1人 増すごとに右の 金額を減算			8				

※学習院大学荒井喜八郎記念給付奨学金は、必要項目を入力することで、G-Port 上で申請基準を満たしているか判定できます（申請書入力期間のみ）

※家計支持者 2 名分とは

① 父 母がいる場合	父 母
② 一人親の場合 (両親が離婚している場合を含む)	父又は母 (本人と生計をともにしている人)
③ 父 母が両方ともいない場合	父母に代わって家計を支えている人 (2 人いれば 2 人)

生計維持者の考え方は下記のとおりです。

(原則) 本人の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。

(例外)

I. 父又は母のいずれか (1 名) を生計維持者とするケース	生計維持者
父母が離婚しており、別居している父又は母から一切の支援を得られない等、別生計となっている	日常的に学費・生活費を負担している父又は母
父又は母と死別し、再婚していない	左記に該当しない父又は母
父又は母が意識不明 (精神疾患含む) により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母
II. 父母以外の人 (1 名) を生計維持者とするケース	生計維持者
父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族
III. あなたが生計維持者となる場合	生計維持者
社会的養護を必要とし、18 歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた
あなたが結婚しており、配偶者を扶養している	あなた

【控除に関する証明書】

下記事項に該当する場合、年収・所得金額から一定の金額を控除した金額を認定所得金額とします。

母子・父子世帯 コピー可 [発行元] 市区町村役所

母子・父子世帯は 99 万円を控除します。

【提出が必要な書類】

発行から 3 ヶ月以内、世帯全員分の住民票 (個人番号の記載のないもの)

障がい者がいる場合 コピー可

同一生計内の家族に障がい者がいる場合、障がい者一人につき 99 万円を控除します。

障がいの種類に応じ、以下の書類を提出してください。

【提出が必要な書類】

・要介護 2 ～ 5 級の介護認定者がいる場合：介護保険被保険者証等、要介護認定書類のコピー

※要支援者と要介護 1 級は特別控除されません。

・心身障がい者がいる場合：身体障がい者手帳、療育手帳 (愛の手帳・みどりの手帳等) のコピー

・原爆被爆者がいる場合：被爆者手帳のコピー

家計支持者が単身赴任で別居の場合 コピー可

主たる家計支持者が単身赴任で家族と別居していることにより、特別に支出している住居費等が控除対象となり、71万円を上限に控除します。学生本人分は対象ではありません。

【提出が必要な書類】

住居費（本人負担分のみ）、水道光熱費、家具・家事用品の実費に関する領収書

※1万円未満の端数を切り上げた金額を控除します。

※通帳のコピーのみでは領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて提出してください。

※領収書は直近3ヶ月分を提出してください。水道光熱費に関しては、金額に加え、住所が記載されている部分もコピーしてください。

※住居費を会社が一部補助しているかどうかを確認するために、直近1ヶ月分の給与明細書を提出してください。

長期療養者（6ヶ月以上）がいる場合 コピー可 [発行元] 医療機関

申請時現在において、同一生計内の家族に6ヶ月以上にわたり療養中又は今後、長期（6ヶ月以上）で療養が必要と認められる者がいる場合は、以下の書類を提出することにより控除します。1万円未満の端数は切り上げてください。

【提出が必要な書類】

病院・薬局・介護サービス提供事業所等で発行される医療費明細書又は領収書

※経常的に支出をしていることを証明するために、6ヶ月分を提出してください。

※控除の対象となるのは長期療養している者の分のみです。現時点での療養期間が6ヶ月未満で、今後長期で療養が必要と認められる場合は、医師等の診断書も併せて提出してください。

※控除額は、申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、算出します。

領収書の原本を提出した場合、返却はできませんのでご注意ください。

過去1年間に被災、盗難被害を受けた場合 コピー可 [発行元] 消防署・市区町村役所・警察署

過去1年間に被災又は盗難被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に控除の対象となります。1万円未満の端数は切り上げてください。

【提出が必要な書類】

・火災、風水害、地震等の場合：「被災（罹災）証明書」（発行消防署、市区町村役所）、修繕にかかる領収書

・盗難の場合：「盗難届出証明書」（発行警察署）

【控除される費用】

・日常生活の必需品が被害を受けた場合：最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等

・生産手段（田、畑、店舗等）が被害を受けた場合：長期にわたって収入減が予想される年間金額

※ただし、保険や損害賠償等によって補填された場合は控除額から除きます。また、被害額をそのまま控除するものではありません。